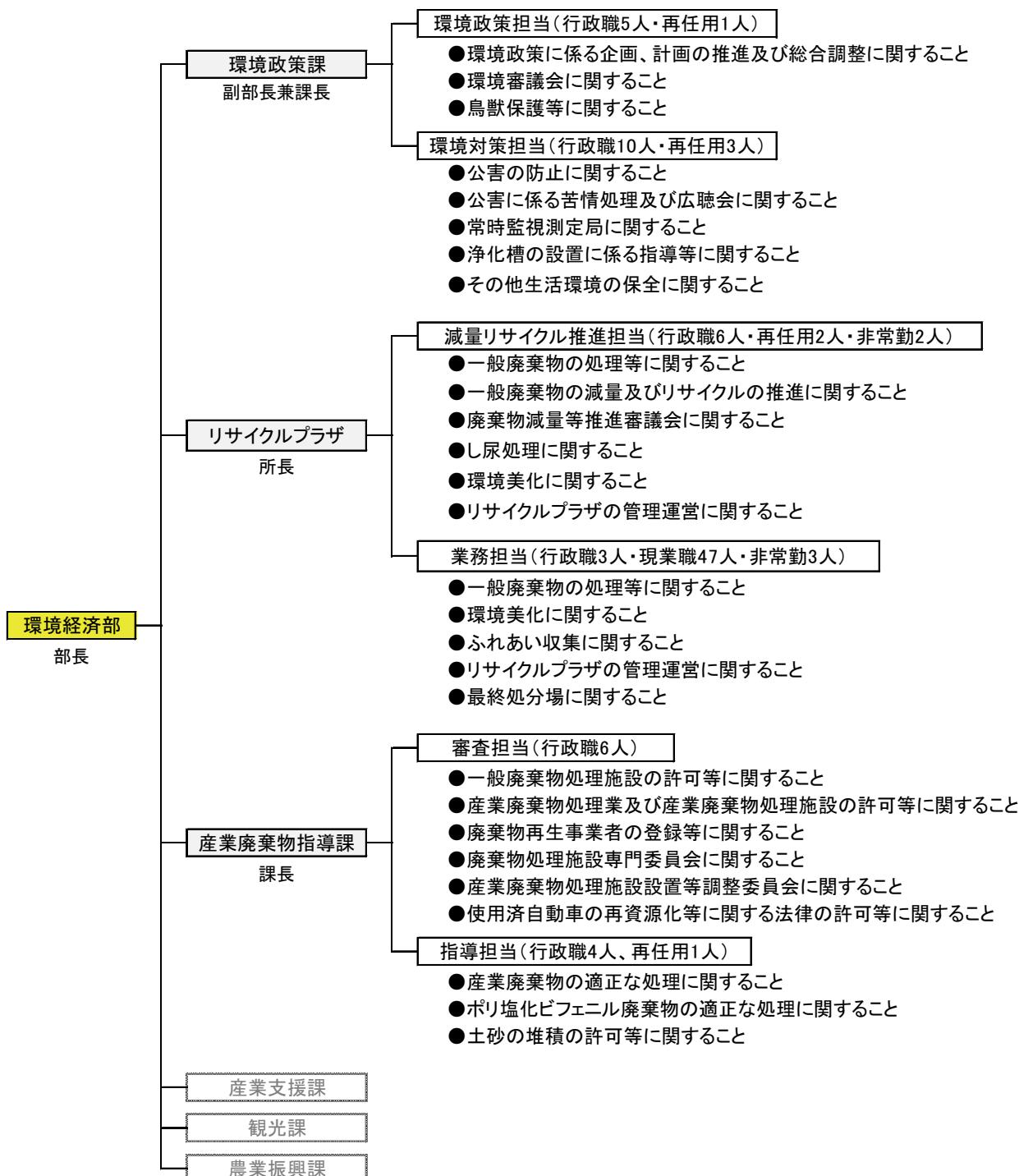


第2節 環境行政のあらまし

1. 環境行政の体制

1-1 環境行政組織図(平成31年4月1日現在)



1-2 附属機関(審議会等)

(ア)環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、越谷市環境条例第25条に基づき、設置されています。

松崎義一	越谷商工会議所 常議員
小川 優	東京電力パワーグリッド(株)川口支社 草加事務所長
竹村光生	東彩ガス(株) 取締役
荻島元治	越谷市農業団体連合会 副会長
◎ 小松登志子	埼玉大学 名誉教授
船山智代	文教大学 教育学部 准教授
小林憲生	埼玉県立大学 共通教育科 准教授
○ 浜本光紹	獨協大学 経済学部 教授
越川昌美	国立環境研究所 地域環境研究センター 土壌環境研究室 主任研究員
新村三枝子	埼玉県越谷環境管理事務所長
中田幸子	公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 越谷支部長
石井秀夫	越谷市環境推進市民会議 委員
住田博美	公募市民
村上月江	公募市民
西口元勝	公募市民

◎:会長 ○:副会長 (平成31年3月31日現在)

(イ)廃棄物減量等推進審議会

総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条に基づき、設置されています。

久保直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事
櫻井孝史	公益財団法人 古紙再生促進センター 事務局長
栗田晴巳	越谷商工会議所 工業部会長
◎ 小松登志子	埼玉大学 名誉教授
益田勉	文教大学 人間科学部長
川寄幹生	埼玉県環境科学国際センター 主任研究員
秋元智子	認定特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉 理事・事務局長
鬼沢良子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
○ 堀井捷一郎	越谷市自治会連合会 副会長
河上繁	越谷市コミュニティ推進協議会 監事
中村千代子	越谷市環境推進市民会議 副会長
伊藤謙三	公募市民
加藤比佐代	公募市民
高橋信子	公募市民
岩本せい子	公募市民

◎:会長 ○:副会長 (平成31年3月31日現在)

(ウ)廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物処理施設の設置許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第17条の2の規定に基づき、設置されています。

荒井喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
小野雄策	(元) 日本工業大学 ものづくり環境学科 特任教授
河村清史	(元) 埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
木村和則	(元) 一般財団法人 小林理学研究所 騒音振動研究室 主任研究員
藤吉秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長

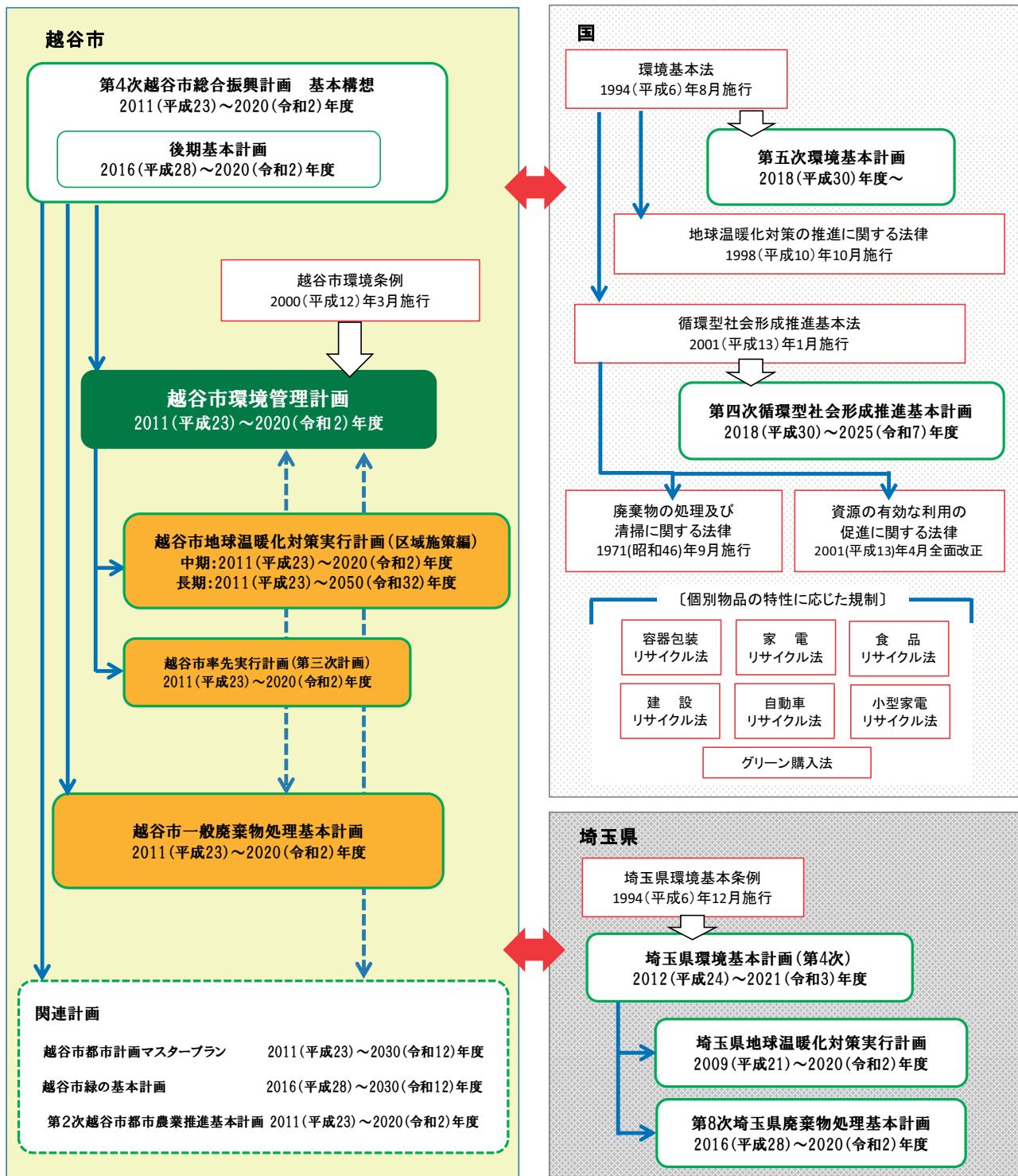
(工)産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

市長の諮問に応じ、産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査、審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第23条の規定に基づき、設置されています。

江原 智	江原総合法律事務所 弁護士
柳 重雄	獨協地域と子ども法律事務所 弁護士
小野 雄策	(元)日本工業大学 ものづくり環境学科 特任教授
小松 登志子	埼玉大学 名誉教授

2. 環境関連計画

2-1 主要な計画の位置付け



2-2 主要な計画の概要

(ア)越谷市環境管理計画

越谷市環境条例の理念を具現化し、環境の保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進する計画です。市の環境に係る総ての施策の基本的な方向を示し、取り組みを誘導する役割を担っています。現在の計画は、平成23年12月に策定(平成28年4月一部改定)し、平成23～令和2年度までを計画期間としています。

【内容】

市の望ましい環境像「未来へつなげよう、地球と人にやさしいまち こしがや」を実現するため、5項目の基本目標と、302の取組項目、43の指標値を設定しています。

基本目標1 安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち

- 1-1「大気」さわやかできれいな大気環境を守ろう
- 1-2「水」水質が保たれたきれいな水環境をつくろう
- 1-3「音・振動」安らぎのある静けさが保たれる心地よい環境を確保しよう
- 1-4「化学物質」有害な化学物質等による汚染のない安全・安心なまちをつくろう

基本目標2 資源やエネルギーを大切にし、エコな暮らしを実現するまち

- 2-1「ライフスタイル」環境にやさしいライフスタイルを実践しよう
- 2-2「再生可能エネルギー」再生可能エネルギーを活用しよう
- 2-3「省エネルギー」エネルギーを効率的に利用しよう
- 2-4「資源循環」環境負荷の少ない資源循環型のまちをつくろう

基本目標3 多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち

- 3-1「生物多様性」多様な動植物が生息・生育する豊かな自然とふれあえるまちを守ろう
- 3-2「希少動植物の保護」希少な動植物を守り増やそう
- 3-3「緑」河畔林・農地・社寺林・屋敷林などの緑を守り、育てよう

基本目標4 潤いと安らぎがある、住み続けたいまち

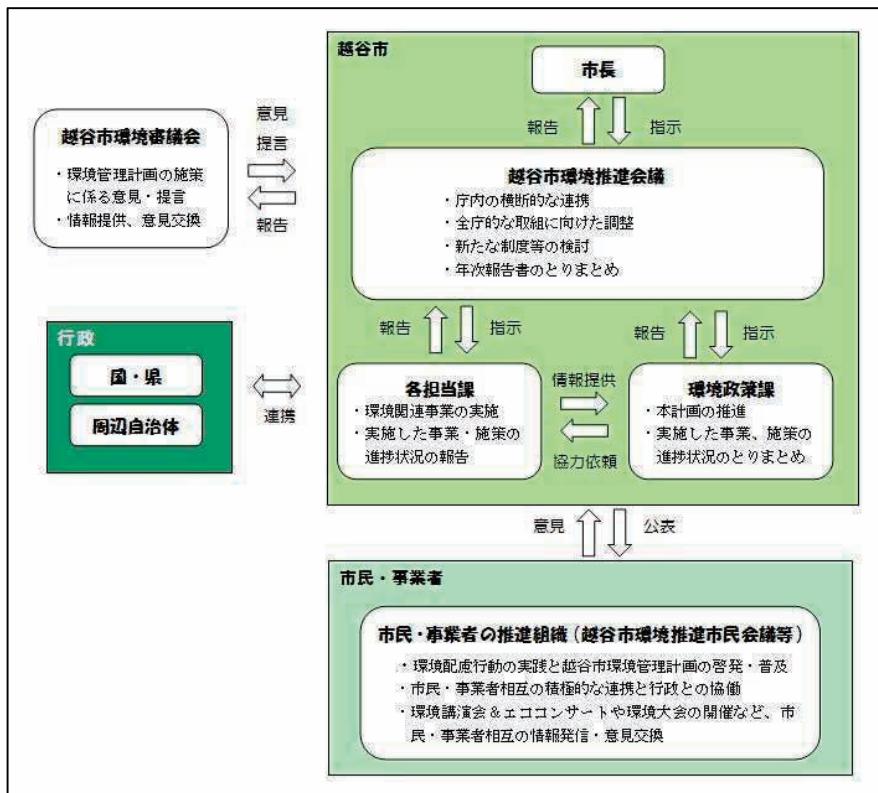
- 4-1「歴史・文化」郷土の貴重な文化財等を守り伝え、越谷の歴史や文化に対する意識を高めよう
- 4-2「環境保全区域」本市特有の文化を表す優れた景観や豊かな自然環境など、親しみある環境を積極的に保全しよう
- 4-3「景観」地域の特性を活かした美しい景観や街並みを保全し、創造しよう
- 4-4「共生」身近なところに広がる田園や河川等の環境を活かした人と自然の共生するまちをつくろう

基本目標5 市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち

- 5-1「環境教育」学校や地域、事業所などあらゆる場で環境教育、学習を行い、環境に優しい心豊かな人を育てよう
- 5-2「環境保全活動」より多くの市民、事業者による主体的な環境保全活動に取り組もう
- 5-3「ネットワーク」環境保全活動と情報のネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進しよう

【推進体制】

市の組織である「越谷市環境推進会議」により施策の推進・調整を図ると共に、市民・事業者の推進組織である「越谷市環境推進市民会議」を中心に、市民・事業者等との協働により取組みを進めています。また、これらの進捗状況について、毎年度環境審議会に報告し、意見・提言を受けています。

**(イ)越谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画であり、越谷市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するものです。なお、「事務事業編」として、市の事務事業から排出される温室効果ガスを抑制する計画「越谷市率先実行計画」も策定(第三次計画 期間平成25～令和2年度)し、実施しています。

平成23年3月に策定(平成28年4月一部改定)し、平成23～令和2年度(※令和32年度までの長期目標あり)を計画期間としています。

(ウ)一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画に位置づけられ、上位計画である「第4次越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する上位計画です。

平成23年3月に改定し、令和2年度までを計画期間としています。